

## 自治会員の弔慰金に関する運営細則

会員相互の連帯と親睦の事業として、弔慰金に関する細則を次のとおり定める。

1. 会員（世帯主）、及び配偶者、同居の2親等内親族死亡の場合は、香典を贈るものとする。
2. 香典の額は、1件につき5,000円とする。
3. 会員に不幸が発生したときは、担当班長が区長へ報告し、区長より香典を預かり、原則として班長が喪主に弔意を表し、霊前へ献納する。
4. 本会に特別の功績のあった会員等への弔慰金等については、その都度、執行部会で協議する。なお、執行部会を開催できない場合は、会長が専決する。

この細則は、平成18年4月29日から適用する。

(様式)

### 弔慰金支出報告書

No. \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

1	報告者	第 _____ 区 _____ 班 _____ 班長
	香典	_____ 5,000円 _____ 受領印
2	死亡者	氏名 _____ 様 享年 _____ 歳
	住所	土呂町 _____ 丁目 _____ 番地 _____ 号
	会員との続柄	_____
3	会員氏名	_____ 様 喪主
4	摘要	お通夜・告別式会場 _____
	お通夜日時	_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分
	告別式日時	_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分